

原子力談話会 発行

# 原子力談話会ニュース

1954・12・15

内 容

★ 学会会談原子力問題委員会 (2)

工技院原子力予算案1次査定の内容答 (4)

総合部会 (5)

海外調査団 ..... (6)

日本放射線学会誌報告 ..... (6)

原子力文献ホンヤク会社設立 (6)

石 研 究 班 ..... (7)

原子核特別委員会・原子力小委 (7)

東京支部例会 , アメリカ原子力政策分析会 ..... (9)

雑誌「原子力」について (13) , 主要内容紹介 (11)

用語の仕事について (14) ,

新役員紹介 ..... (15)

★ 経審のうごめき ..... (14)

★ アメリカ原子力法改正について

その主要改正点 (10)

その向題点 —— 原子で金をもうけるには (12)

原子爆反対運動レポート その上 東大生産研グループ

..... (8)

6号

附録

原子力平和利用補助金  
この年度交付予定先

# 学術会試 原子力問題 委員会

12月6日(月)午向上野学術会試で開かれた。以下はその様子である。

- 1) まず、2部の初田小次郎委員の死去のため、後任横田甚三郎委員の紹介。
- 2) 前回の試筆録の確認
- 3) 藤岡委員長と伏見幹事が海外調査団に加わって留守になる間は、小津幹事が委員長代理となり、とくに浜田委員の助力を求める、ことを再認。
- 4) 委員長報告：

(イ) 原子核特別委員会(朝永委員長)から、この委員会に申し入れがあった。その要旨は、学術会試がこの回の終会で次試して政府に申し入れることになつた原子力に関するアケ案の内容について、申入れが単なる申入れにおわることなく、政府の態度をはっきりさせるよう努力してほしい、ということである。これに関連して、藤岡委員長は次のような報告をした。例の申入れは

先月のS T A Cに出され、その際で関係官庁から、趣旨にそつとつたの発言があつた。やがて準備調査会の方へ出すことになつている。〔注：カ談ニュース本巻、総合部会の記筆参照〕。

なお、これとの政府申入れに対し、文書による回答がえられるかどうか非公式にあたって升位ところでは、従来の慣例から文書回答はない。

(ロ) 調査団の公開性について、新聞紙上に伝えられた頃につき、委員の質問に答えて、藤岡委員長は次のように説明した。新聞はできるだけアウセントをちがえて書いており、外務省は調査団派遣準備中の「結果は公表の取扱いをする」という案にはじめ疑問をもっていたが、説明ののちは充分了解し、以後非常によく協力してくれている。また調査団を政府直轄の派遣団としなかつたのは、使用する金が工業技術院に出た「補助金」であるため形式上できないのである。〔注：翌7日の新聞上に外務省の態度が公表されたが、大いに食いちがいがあつた。しかし準備調査会総合部会に出ている朝永氏もまた外務省の公表の内容にはまどろいている仕末である。〕 調査団中、伏見、山崎両氏がアメリカへゆかないのは御自身の希望である。

(ハ) 利用準備調査会について。

残念乍ら基本法を作ろうという動きはまだ出ない。その理由は、口業として大いに原子力をやるべしなどとはまだ決つていないというわけで、大蔵省がこんどの補助金をいしぶるときにも同じ理由をいう。

〔注：その他の内容については、本巻の総合部会の記事を参照〕

(二) 工技院の原子力予算打合せ会

(二,a) 予算について:

大蔵省は非常にきびしくて、要求した項目の一つ一つについてやめましくいい、約6000万円をオ1次分として認めた。あとは繰越される。あとは調査団が帰ってから計画しろと大蔵省はいつている。また、項目ごとに大蔵省が査定したので、工技院の打合せの方で内容を変更できない。オ1次分の内容の特長は、まず調査団の費用(約1500万円)とラジウム源購入費(約1000万円)をさし引き、実地上約3500万円であること。基礎的なところへ金を出そうとしないこと(必ず必要なものは作らずに買えばよいと大蔵省はいう)。

留水のオ入出の額がかなり減った。〔注: 6000万円の内容については、本号ニュースの列表を参照〕。

(二,b) 調査団について [注: 本号ニュース、調査団の記筆を参照]

(オ) アメリカの新原子力法を、外務省をとおして取りよせたが、その資料の取扱いについて、小椋幹事と一応相談した。

以上で毎局長報告を終り、次に討論と決定事項を要約すると、

a) 新原子力法は小椋幹事の手許ですでに一応ホン訳され、学会誌の方で印刷し、委員に配る。関係資料については、予算の制限のため、当委員会で作るわけにゆかないので、どこかでやらすことができれば幸いである。

b) 学会誌のオ3部委員有志による原子力問題の研究会はまた勉強をはじめようとする程度のところである。

c) 来年度予算を工技院が申請しているが、これに対しては、そのときになって配分について諮問するようという以外に、つまり前回同様にやる以外に方法はあきまい。

d) European Atomic Energy Society については、日本としてはいる方がよいかどうか調べてくる仕事は主に伏見氏にやってもらう。

e) ここ当分は調査団が出たあと、原子力の上に大きな変化があるとは予想されないが、緊急のときは、委員長の前中にも委員会を開く。来年総会前までに必ず開くことは当然。

この委員会の終り近くになつて、委員長から次のような報告があつた。茅会長が訪米中ストロース委員長から話があり、こんど愛知通産大臣が贈呈式をあげてもらつて幸に原子力関係図書は、工技院におくか、国会図書館におくかで現在話し合いをすることになつている。7日に話し合いの会があるはず。





## 利用準備調査会、総合部会

12月8日午後、総合部会が開かれた。その主な内容をまとめると、次のとおり。

- 1) ウランに於ける法的措置はまだとらないで、当分行政措置でやる。
- 2) 原子力白書はとにかく出すことにきまり、5月ごろ出る予定。これには調査団の結果ももる。なほ、具体的に誰の手で作るかについてはなほ検討する。
- 3) 原子力の中央機関設置について討論がまこなわれた。行政委員会にするか、さうの行政機構にするかが主として討論の中心である。
- 4) 学会会誌からの7ヶ案の申入れは、次回(21日)の総合部会で扱うことにする。
- 5) 放射性物質取扱法規は、なほSTACのもとで制さしてゐる段階で、手遅れであるからない。

以上の内容のうち、「原子力白書」とはどんなものが、記者から毎日報道によると、

平和的利用について、特に外口の現状との関係において、日本における問題の正しい理解を衆知させるもので、経産庁許可書(譯)で穿が作られ(日本の原子力問題白書等編)とよばれている。

〔方針〕 1. 一般の讀者に程度を弁解、2. 解説の詳史、(イ) 原子力利用の経済的意義、(ロ) 諸外口の進展状況と日本 (ハ) 放射性、3. 技術的解説は別に附録にのせる。

〔内容〕 1. 原子力の平和的利用とは、(イ) 工業的意義、(ロ) 産業革命がくるか (ハ) 動力利用、(ニ) 放射性同位元素の利用、2. 原子兵器と原子力の平和的利用、(イ) どこがちやうか、(ロ) 標準被害について。3. 諸外口における原子力問題の現状 (イ) 総論 (ロ) 主要口(米、英、独、加、ノルウェー、スウェーデンなど)の経過、法制、組織、予算、原子炉の開発利用(資源問題を念及)の概況、4. 原子力の国際管理と日本、5. 日本に於ける原子力問題の現状 (イ) 経過 (ロ) エネルギー問題と原子力発電 (ハ) 放射性同位元素の利用、7. 開発利用のための問題点 (イ) 資源(ウラン、重水その他) (ロ) 技術 (ハ) 資金 (ニ) 外口との関係 (ホ) 体制 (ハ) 危険防止

8. 展望

☆

## 海外調査団



学者8名、官界2名、民間4名（別に福井元政務次官）からなる調査団は、4つのグループに分れて行動する。こんどの政府の総辞職の結果、官界の2人（駒形、佐々木）は出て行く余裕がなくなつたという。とにかく、構造部会関係（藤岡、伏見、杉本、山崎、神原）はAグループであり、12月25日出席予定。Bグループはいわゆる重水班であつて、1月はじめに出発の由。またCグループは小川1人、Dグループは佐藤1人である。調査にゆく口としては、イタリー、スイス、西ドイツ、フランス、ベルギー、オランダ、デンマーク、スウェーデン、ノルウェー、カナダ、アメリカ、（インド）。

7日の新聞によると、外務省は、この調査団の海外への紹介にあつてつた態度の理由を公表した。その趣旨は、わが口には原子力の秘密を保持する残構がまだない、というのである。

## 米放射線会議の報告会

既報のとおり、11月15日から19日までまこなわれ、毎日の会議終了後の記者会見も極めて冷淡であつたので、記者の憤りがあつたことは新聞に伝えられるとよりだつたらしい。11月29日午後3時から学術会議講堂で、この会議の報告会があつた。これは公開。各日の会議内容についておもしろくもない報告が行われ、あとで、いわゆる文化映画巻をうつして、討論はせまに終つた。だがこの日にかつたことは、(1)会議の内容は一切公表してよいこと(2)会議の際米側委員が報告した内容は印刷になつており、学術振興会で実費（170円）で頒布している。

**原子力文献ホソヤク(?)会社設立** 愛知前通産相はAECから項載してきたし、国会図書館にも入り始めた原子力文献を、ネクに早くも金もうけをたくらむ手合があらわれたいらしい。"原子力発電資料調査会"の設立がそれで、同会はA会員(会社)、B会員(学者)からなり、会社では愛知開発、昭恵、東芝、日立といった所が、1口五万円ナリで名をつらね。茅誠司、内田俊一、駒形作次、大山義年等が、ホソヤクでもさせて、自分共に稼がせてやるつもりが、学者側として発起人に加わっている。現在は電力中央研究所の経済研究所(電力経済研究所とは別)内にあつて、国会図書館の資料などを十二分に利用させてもらうと公言している。貴重な文献が、妙な手合に独占されて、不自由になるようなことは、疑い下げにしたいものである。

# 構造部会の研究班

予算打合会の構造部会は、原子核物理学者の関係の深い所で、原子核屋が 他の物理以外、 三原則の実現の保証ということに非常に興味を持って居り現状では安心して研究班に参加出来まいという人が多いため世話人（杉本、伏見、武田、山崎）は非常に困っているらしい。特に調査団出発の前に向とか形を作っておきたいらしく班の構成を急いでいる。伏見氏は何とかして原子核屋の支持を得ようとして核特委の原子力小委等に持出したが、逆にもつと皆の意見を尊重せよと言われて「困った、困った」と言っている。杉本氏は「世話人の意見は一致しているから反対があつても研究班を強行する」と言っている。武田氏も「私が悪者になれば」というようなことをいっている。

佐木 柴  
佐藤 以紀 (初)

原子力の問題をかなり真面目に考へて来た原子核物理学者の戦線が研究班の問題で分裂するようになるとは非常に重大である。もつと、もつと話し合うことが必要なのではなからうか。

## 原子核特別委員会・原子力小委員会

12月8日理工研で原子核特別委員会の原子力小委員会が開かれた。これは伏見委員の申し出たもので、構造部会の研究班の世話役として、原子核研究者の支持の下に研究班を構成するよう<sup>大筋で</sup>に話合いたいという目的であつた。

原子核特別委員会は、11月6日の委員会の際<sup>大筋で</sup>の意見分佈では、少くとも学術会試で政府に申し入れた7条件に対して政府の態度がけつきりしない間は参加しない方がよいという意見が圧倒的に多かつた（前号ニュース参照）。

その後情勢に変化はないのだからこのことを再確認し、世話人がこの空気を出来るだけ尊重するようにしてほしいという意見が大部分で伏見氏の意図したところとはどうも逆の結果になつたようであつた。何百万円かの予算にとびついて、その中で主導権を握つて云々という考へ方よりも、予算とは別個に学者が実力をたくわえておくことの才が重要であり、原子力談話会のようなどころがしつかりしてほしいという声も多かつた。

力談のメンバーあに奮起せざるべけんや！

(坂部記)

(11頁エリのつぎ)

Engineering & Mining Journal, Metal Progress.

代リス科学者の二つの声明 (Powell, 英科学者協会の)

アメリカの原子力研究民向会社 137-4

} 2頁

書評 (2頁) 債向欄 (0.5頁), ニュース欄 (4頁)

## 原子爆啓蒙活動中間報告 (千葉県の場合)

東大生産研グループ

本誌ニュース第5号に書いたように、「各地各会派は原子爆問題に対してどう闘ってきただろう」というレポートを  
ボロボロにした上で、まず送られてきたレポートの全文をかかげる。

4月以降、小川担当の講演、縣下約20ヶ所、高永担当の分約10ヶ所、聴衆  
延べ約1万人位、聴衆の約半数は学生、次いで組紐労働者(教組、労組、連  
組)、その他市民サークル、PTA、療養所サークル等で、縣人口約200万に  
くらべればなま negligible ではあるが、活動途上で得られた教訓は少なくない。  
その2,3を簡単に紹介して批判を仰ぎたい。

1. 講演依頼のルートは、研究所取組 — 地元教組(とくに高校教組)の  
場合が最も多く、次いで縣平和擁護委の仲介のもの、他に純個人ルートのも  
の。活動拡大にこの種の民主組紐の力が絶大であることがわかる。むしろ単  
なる機械的仲介だけではだめで、矢張り口民の渴望しているものを提供する  
ことで信頼を得つつ、一歩及ら範囲をひろげて行くことが根本であるとの結  
論に達した。

2. 同好会などの一見“享樂的”なグループへも出掛けたが真剣に  
きいてもらえた。高踏的な逆り好みは大衆に対するゴウマンであり、活動を  
拡大するおちではない。

3. ストックホルム・アピール時代の重苦しい弾圧的空氣が減っていて  
聴衆も直接台所の不安から切実さを増している。かなり政治的な結論を出さ  
ないと承知して集まれない位。

4. 語の順序と内容はいろいろ試みた結果、次のようなのが一番アッピ  
ールする。先ず放射能の毒性の特徴をバイキンや腐敗物とくらべながら話し、  
次に原子病の概要、ガイガー検査の限界(*self-absorption*のごとなど)、  
食品汚染の現状、日本人常食の平均 Count 数に及ぶ、ここを懸限度につい  
ての各種の俗論をふんさいする。なお時間があれば原子爆の威力と非人道性、  
原子力問題にふれ、適当な結論をだす。

5. 大衆が求めておらず、原子爆問題の政治的本質にふれぬような学理的  
問題(核の構造, *fission*, *Chain reaction* etc.) を大衆に押し付けて  
も、大衆は戸迷いし、眠くなるばかりであることが多い(理系学生は別)、  
放射能禍の真相とそれに対する正しい考え方、自信をもって平易に話すた  
けでよい。例えば

- a) 放射能は煮ても焼いても消せないこと。
- b) 原子病の積極的な治療法は何もないこと。

- c) われわれの口土と食品が現実に汚染されていること。
- d) 無用な汚染の罪愆は超限度の如何に拘らむ堂々であること。
- e) 人災であるから禁止によつて解決できること。 等。

6. 内容は平易でしかも良心的厳正を期し、相手を見つめながら誠実に語りかけるべきで、「ガイカー管を持つて行つて煙に巻く」ような類のハツタリは有害無益である。「最新のData」も従つて必ずしも必要ではない。

7. 俗論紛争の斗いに全力を挙げ、口民を混乱から政い出すよう努めること。例之ば「汚染は大したことはない」(厚生省他)、「Ra温泉に入つたつもりになれ」「ウランゲル説」「白米会議以後、食品は安全と判明」etc.

8. 原子力問題の荏蒙は困難をきわめ、未だに一番良い話し方がわからない。諸君の御教示を仰ぎたい。(小川 岩雄 記)

## 東京支部 例会

11月24日 工大で東京支部の

11月例会を開いた。出席者13名。服部君がOak Ridgeの原子炉技術学校の実験課程の内容(これは未年アメリカが開くと称している原子炉学校の程度を類推するため)を紹介した後、精進のコロキウム以後の日本の原子力に関する情勢を検討し合つた。主として学術会議や政府側の動きを中心にした報告が多く、研究班の問題等について討論する時間がなくなつてしまつたのは残念であつた。

## アメリカ原子力政策の分析会(東京支部)

東京支部の有志でこの間から、アメリカの原子力政策を中心として原子力に関する情勢の分析会を開いている。車の起りは、アメリカの原子力政策が日本に対してどのような影響を及ぼしてくるだろうかということであつたが、そのためにはやはりアメリカの原子力政策の歴史、それに関連した口際情勢に関する資料を集めて、その上に立つて分析を始めるべきであるということになり、皆で簡単な年表をつくり、それに基づいて色々年表等を必懸に応じて原文と照し合せながら検討を加えた。才1回(11月17日)、才2回(11月22日)、才3回(12月7日)で大体1のち3年12月アイク提議までの分析を行つた。この結果は雑誌「原子力」才2号に発表する予定である。才4回は12月14日の予定である。

現在までこの討論に参加したのは 森、神保、富永、大塚、三雲、服部、喜多尾、立花である。

# 米新原子力法の主要な改正点

最近いろいろの米誌に紹介されているもののうち、Scientific American 1954年11月号の記事中の付表は、割に要を得ているので、註記をつけて紹介しておくことにした。

## 認 可

AECは、民間および公共の申請者に対して、実用的価値のある目的で核物質(nuclear material\*)を生産、使用する施設の所有および運転を、認可する権限を与えられている。産業上の認可を与える前に、トラスト排除の問題に関して、検事総長は諮問をうけるものとする。

AECは認可をうけたもの(複数)に対して、適当な代金(reasonable charge)で大量の核物質を提供することができ、しかし、提供された核物質の所有権は、AECに属する。

AECは、被認可者が生産するすべての核物質を、正当な価格(fair price)で取得する権限を自動的に有することになる。

## 特 許

兵器用\*\*を除き、原子力関係分野のすべての発明に対して、特許権の発行が可能である。

今後4年間に申請する特許については、特許権者は、とくに重要な発明をAECその他が使用することを許可するよう、強制されることがある。

特許権をうるに当たっては、発明者はその発明がAECと無関係に行なわれたものであることを示さなければならない。

## 電 力

AECは、分裂性物質生産用原子炉から副生する電力を賣ることが出来る。またAECは、実演用の(demonstration)発電用原子炉の建設、運転を行うことができる。電力を賣却し認可を行うに当たって、AECは公共機関、協同組合および高電価地域を優先的に扱わなければならない。

AEC以外の政府機関が原子力電気の生産、賣買を認可されることがある。

## 研 究

特殊核物質を使うすべての研究、考案およびすべての医学的利用には、認可が与えられる。

AECは民間の個人或は企業のための研究、考案を行うことが出来る。

保 証

AECは、被雇傭者 — AEC自身およびAECとの契約者或は被認可者  
者が雇傭している者 — の保証審査に関する規準を、それぞれの仕事の種類と  
関係機密資料の重要性とに従って、調整決定することが出来る。

(過去或は現在の) 原子力関係の被雇傭者および軍の要員にして、秘密と  
信じられる資料を非公認のものに伝えた場合は、罰金2,500ドル以上の刑  
に処される。USAを傷けるとか、特定口を助けようとする意志をもつてい  
たという証は必要でない。

口 際 協 力

大総領は、試会に30日前に予告した上で、特定口と個別的に、或いは地  
域防衛機構と原子力の査察、利用に関する協力の協定<sup>+</sup>を結ぶことが出来る。

その協力では、情報、材料、施設の提供を行うことが出来る。協定の相手  
口は、原子兵器の外形に関する事実は受取ることが出来るが、設計、製造に  
関する事実は知らされない。原子力口際フェールによる1群の口との協力に当  
つては、両院の議決或は承認を必要とする。

注: \* 新原子力法正文では、Special nuclear material (特殊核物質)  
という言葉と、Source material (原物質) という言葉がつかわれ、前者  
はPu, U233, U235 およびこれらの含量を強化したウラニウムであり、後  
者は天然ウラニウム、トリウムおよびその含有量が一定限度以上の鉱石のこ  
とと定義されている。ここでいう“核物質”とは両者を含む。

\*\* かなり広義に定義された用語である。

+ “協力の協定”とは定義によつて、双務協定(相手口に兵器に使用せぬ  
こと、非公認者に渡さぬこと、等の保証を要求する)を結んだ上での協力で  
ある。

“原子力”2号 主要内容

- アメリカの原子力計画のすじ 原子力談話会 (6頁)  
(本コース 9頁参照)
- 原子力利用と放射能の危害 (Atomic Scientist Journal 7月号より) Loutit, 服部亨談 (5頁)
- アメリカの新原子力法の対外規定 田中 徳次郎 (4頁)
- 讀書楽由「死の灰をめぐって」 清水 透 (1.5頁)
- 雑誌紹介 ..... Nucleonics (9.10月号), Atomics (9月号)  
Atomic Scientist Journal (7.9月号), Bulletin of the Atomic  
Scientist (9.10月号), Public Utilities, Electric World,  
Mechanical Engineering, (以下7頁へつづく)

# 原子で金をもうけるには!!

アメリカ原子力法改正の尙題頁

— 富永 五郎

今回のアメリカ原子力法の改正の要旨は 1. 原子力産業に民間資本の投資の道を開いたこと、2. 海外に原子力情報及び核分裂物質を提供する道を開いたことのものである。これによると、アメリカの原子力産業は従来の高度の独占から開放されたように思われるけれども果たしてそれが事実かどうかはいろいろな資料をもちよつて検討してみなければならぬ。このことについて、ここに1つの参考文献があるので御紹介しよう。

これは Time や News Week とならんで特異な存在として知られている週刊紙 U.S. News and World Report 本年8月13日号に掲載された「原子で金をもうけるには」である。この記事の内容は表題から受ける印象とは反対に、今回の原子力法の改正によつて、民間企業は原子力産業を独占の手からうばい返すチャンスを持ち、この巨大産業から、巨万の富をつくり出す可能性をわかつたようにみえるが、実は原子力産業に参加することは容易でもな上りでもなく、投資の危険は予測できぬほど大きいということを説明する。

それは、こう云つている。「理くつの上からは、この新しい法律の下で、アメリカ市民なら誰でも何の拘束も受けないで原子力企業に参加することができる。しかし競争は……」で、この原因として「原子力に関する軍用上の秘密を守るためにもうけられた規則は、じつに複雑で」なり、また莫大な資金がいるので、「巨大な資本のバックを持ち、科学技術陣を十分にそろえた大企業でなければ、原子力企業を開拓することはできない」と述べて、この資本家の雑誌は自分達の喜びが実は一時のぬが喜びに過ぎなかつたことを告白している。

次にたとへば資金面でなんとかなつても、参加するまでに経なければならぬ開拓の敷にはウシガリしている。何をやるにもすぐ AEC の認可である。すなわち、先ず原子力の分野にオ一キをふみ出すときに認可が要る。これがなければ原子核燃料は研究目的でも使用することが出来ない。この認可はその計画が将来価値をもつようになるものであり、高度の安全を守るものであると認められたときに与えられるそうである。これによつてはじめて高い借債を拂つて政府から核燃料を借りるのである。

次にいよいよ工場を建てるとなると、また、ここで認可が必要となる。AEC はその会社の計画、背景、経営状態等を調査検討して、よければ認可を与える。ここで始めて工場建設に資金が下されるわけであるが、工場が出来

上ると、また操業許可をAECに申請しなければならない。試運転に成功すると、原子力の分野で商取引する——例えば生産した動力を売る——ことになるが、そのためには商業販売の許可をとらなければならない。そのためにはAECによって「使用される特殊な原子核燃料（原子核燃料）の量に相応する有益な目的に役立つもの」と認められることが必要であることになっている。

このように投下資本が大きいにも拘らず、1段階毎にAECの判断（おそらく主観的な）にもとづく認可をいっつも径なければならない。もし1つでも認可がもらえなければ、その資本はねてしまい、元金が大きいだけにその損害は莫大なものになる。その上、操業を始めてからでも原子力法に一寸でも違反すれば許可証はとり上げられ、更に、国家非常の際は、政府は全原子力工場を接收できることになっている。

こうしてみると、よほどの特殊事情でもない限り、ふつうの資本はまず原子力工業に乗り出すことは、その利潤率の高いにも拘らず、ありそうに思えない。いか之ればアメリカ国内におけるGE, Westinghaus, Du Pontの原子力産業独占体制は原子力法の改正によって強化されるだけであつて決してゆるぐことはないということであり、この評論は結論としてアメリカ市民に「原子で金をもうける」ことはあきらめた方がよいと教えているのである。

アメリカ市民が原子で金をもうけが出来るかどうかはわれわれにとっては大した関心事ではない。しかしアメリカは国内でさるこれほどの厳重な制限がついているのであるから、外口に対しての制約は必ずやこれに輪をかけたものであることは疑ないところである。国内の工場を視察して始めて核分裂物質を使って操業することを許すとすれば、それを外口に向つてやる場合には明かに、これは「内政干渉」政策である。実際アイク提案でわれわれが始めに与えられた印象は、何か中立的な口際機関が出来、それによつて無条件に核分裂物質が与えられるようなものであつたが、最近ではたとへ何らかの口際機関ができてアメリカは自口の核分裂物質を渡すときは、その口と別別的に双務協定をむすばなければならないことが明らかになつてきた。そうだとすれば、その協定は国内の条件より厳重であることは間違いない。

改正原子力法の口内問題に関する面が、従来の独占をより強化するものであるとすれば、口際面においてもやはりそうであるにちがいない。いふれにしても改正原子力法の、このような性格をはつきり確認しておく必要がありそうである。

# 経審のうごめき

原子力利用準備調査会の事務局は経済審議庁の計画課であるが、これは単なる筆も械用でなく、計画立案をやり出すだろうということは、誰しも予想したところであつた。ところがそれがどうも現実になつてきたので、今後経審のうごめきに充分注目する必要がある。

本誌ニューズ総合部会の項にある、日本の原子力問題白書要項は、経審計画課の右で出ており、左に本経審計画局長が同意したものということだが、実際誰の手によるのか不明である。(なお、白書要項は内容の項目自身としては案によく整っていることは注目すべきである)

ところで、この計画課で、原子力関係に於いてガリ版の印刷物がでており、限られた範囲にくばられている。

そのうちでわれわれの目にふれたもの、「Reactorと原子力開発」および「同じくII」がある。これは、扉の裏に「本資料は天川勇、西野功両氏によって作成されたものである」とある。

Iの内容は、主として原子炉の基本的原理の解説、各種原子炉の一応の持長、そして最後にPUNチャートなるものが現われる。P(出力)、U(燃料)、N(最高中性子束)を実際の原子炉についてのプロットしたものである。そしてその図から、サッと日本の原子炉の開発方向が指示され、最後にアメリカの増殖炉発電方式を全面的に導入する。

IIでは、冷却方式を考慮に入れ、原子炉の大小すなわちコストの大小という、アキレタ前提の上になつて合理主義的分布を進め、将来のことを思えば、重水炉ではなく石墨炉を進めるべきだとおぼて、工技院の方針をきめつけている形である。

ただし、これらの内容は、単なる経審の“資料”にすぎないといつている。

<p>既報のとおり、三電君をまとか役にして用語(訳語)の整理の仕事をはじめた。約千語ばかりをえらんで、今年中に一応まとめる予想。これは談話会内部の仕事である。これを、これに関連し、電力経済*</p>	<p>用語のこと (中間報告)</p>	<p>*から用語の借用を申し入れがありこれに借用料をこつて備すことは既報のとおりだが、向うの注文で用語に注釈をつけて印刷する場合は、すべて立花君の個人の仕事である (大塚)</p>
---	-------------------------	--

註 「原子力」はまだ運輸省の許可がないため、地方への発表が  
おくられている。

雑誌「原子力」について

「原子力」の編集には、  
今のところ、森、明部、

大塚（及び神保）がやっている。雑誌がまだ高価価値を生みだしてない現状  
なので「みすず書房のオケこの雑誌でもうけておらず、今のところ赤字」  
編集にたづさわっている者も専代以外はもらっていない。〔創刊号では  
1人500円であった。〕

★ ★ ★

この雑誌「原子力」にはイギリスの Atomic Scientists' Journal からの  
の翻訳掲載を考え、その許可を申し出たところ、下のような承諾をえた。  
同誌は、周知のように Atomic Scientists' Association の機関紙であるの  
で、吾々の方からも時々日本の口内情勢を伝えてあげたいと考えている。

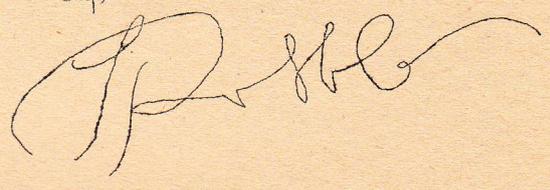
Professor J. Rotblat.

Phys. Depart.  
The Medical College of  
St. Bartholomew's Hospital,  
Charterhouse Square, E. C. 1.  
18th Nov. '54

Dear Professor Hushimi,

I thank you very much for your letter of November 5th,  
from which I learned with great interest of your plans to  
issue a magazine "Atomic Energy". I shall put your re-  
quest before the Council of the Atomic Scientists' Association  
when they meet next. I am sure that the Council will  
agree to give you permission to translate the articles for  
your magazine.

yours Sincerely,



新会員紹介

次の方々が新しく入会を申し込まれ、規約により常任委員会で承認しました。

氏名	所属	専攻	紹介者
庄司 潤	東大生産研	応用物理	宮 永
伊藤 栄彦	京大理学部	物 理	甲科, 池上, 宮下

武藤 二郎	京大理学部	物 理	中村, 池上, 宮下,
園田 正明	京大教養	〃	中村, 池上
八島 英之	三菱電機	〃	大塚, 服部
小倉 成美	〃	〃	服 部
豊田 耕一	甲南大	〃	福 山
岡田 茂雄	新日本金強化写		菊 地
守諫 直行	名大理学部	地球科学	松 尾
滝沢 正男	科 研	化 学	小 林

尚、阪大理学部浅田常三郎先生が顧問会員になりたい旨、申しられましたので、常任委員で承認しました同じく阪大理伏見康裕先生も、この際顧問会員になつていただくことにしました。

顧問会員になつていただけそうら先生を断話して下さい。

とせとら etc...

☆... 前回のニュースの栗独の原子力情報については、川崎君その他から、内容が素人記者的記事であるのをそのまま転載しているが、このようなことは一般の会員に誤解をうむ恐れがあるので気をつけて編集するようとの注意がありました。

☆... 会員がかなり増加しましたので 近日中に会員名簿をつくる予定であります。

☆... 既報の立教大学における Goodman の原子炉講義は予定の通り行なわれた。平均5.60名というところか!

その内容、感想、評価については次呈にのせるが、一言でいえば、講義の内容はズカンで、初等的であり、その上、かなり政治的だと思われる一般の見解をのべていた。



☆

Print K-2